

○津和野町情報公開不服審査会条例

令和 5 年 3 月 7 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 津和野町情報公開条例(平成17年津和野町条例第16号。以下「情報公開条例」という。)第17条の 2 第 1 項、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第 3 項において準用する同条第 1 項又は津和野町議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年津和野町条例第13号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、町に、津和野町情報公開不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(委員)

第 2 条 審査会の委員は、5 人以内とする。

- 2 委員は、必要に応じて識見を有する者のうちから町長が任命する。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(調査権限)

第 3 条 審査会は、必要と認めるときは、諮問した実施機関(情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関、津和野町個人情報保護法施行条例(令和 5 年津和野町条例第 1 号)第 2 条第 2 項に規定する実施機関及び議会個人情報保護条例第 1 条に規定する議会をいう。以下同じ。)に対し、開示請求に係る公文書(情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(個人情報保護法第60条第 1 項又は議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提出を求め、事件の審議に当たる委員をして、審査請求人に閲覧させずにその内容を見聞させることができる。この場合において、実施機関は、当該公文書又は保有個人情報の提出を拒むことはできないものとする。

2 審査会は、必要と認めるときは、実施機関に対し、請求拒否の決定があった公文書若しくはその部分と請求拒否の理由又は請求拒否の決定があった保有個人情報若しくはその部分と請求拒否の理由とを審査会の指定する方式により分類し、又は整理することその他の方法により、諮問に関する説明を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審査会は、事件に関し審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。)及び実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、又は鑑定させ、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第4条 審査請求人等は、審査会に対し、口頭で意見を陳述することを求めることができる。ただし、審査会は、その必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに答申をすることができる。

(意見書等の提出)

第5条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

2 審査会は、第3条第3項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(提出資料の閲覧)

第6条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(第3条第1項に規定する公文書を除く。)の閲覧(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)

を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれのあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができないものとする。

- 2 審査会は、前条第2項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審査請求の制限)

第7条 前3条の求めに対する処分については、審査請求をすることができないものとする。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、事件の審議に当たる委員のうちの一部の者をして、第4条に規定する陳述を聴かせ、又は第3条に規定する調査をさせることができる。

(審理の非公開等)

第9条 審査会の審理は、非公開とする。ただし、答申は、公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(津和野町情報公開条例の一部改正)

- 2 津和野町情報公開条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に、前項の規定による改正前の情報公開条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定により町に置かれた同条に規定する津和野町情報公開不服審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第2条第2項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 4 町長は、施行日前においても、第2条第2項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 5 施行日前に旧審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第19条第3項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。